令和７年４月

事業主　殿

主催　神戸西労働基準協会

令和７年度「玉掛け業務従事者安全衛生教育」開催のご案内

労働安全衛生法第60条の２第２項、安全衛生教育指針により、玉掛け業務従事者で資格取得後概ね５年を経過した方等に対し、最新の知識や技能を取得するために安全衛生教育を行うことが定められています。

このたび、会員事業場のご要望もあり当協会として初めてとなる標記の教育を下記により開催いたしますので、この機会に受講いただきますようご案内申し上げます。

記

学科講習実施要領（講習会場には駐車場はありません。）

1. 日　　時　令和７年６月10日（火）　9:20～16:10（受付は9:00から）
2. 場　　所　神戸西労働基準協会研修室
（神戸市兵庫区水木通7-1-18メラード大開北館２階）　℡078－577-5639

会場案内図

3. 教育内容と教育時間

教育内容	時間割	時間
教育内容説明等	9:20～9:30	
①最近の玉掛け用具等の特徴	9:30～10:30	１時間
②玉掛け用具等の取扱いと保守管理 （途中昼休憩50分）	10:40～14:20	2.5時間
③災害事例及び関係法令	14:30～16:10	1.5時間
修了証交付	16:10	

4. 受講対象者　玉掛け業務従事者で資格取得後概ね５年以上経過した方
5. 定　　員　60名（定員になり次第締め切ります。）
6. 受講料　・会　員 7,590円（消費税込）　内訳（税込）：受講料 5,775円　テキスト代 1,815円
・非会員 9,790円（消費税込）　内訳（税込）：受講料 7,975円　テキスト代 1,815円
※一旦納入された受講料は返還致しません。
7. その他
(1) **受講当日の遅刻又は早退は無効とします。（時間厳守）**
(2) 会場には駐車場がありませんので公共交通機関をご利用下さい。
(3) 受講者は、筆記用具、印鑑（修了証受け取り用）をご持参下さい。
(4) 昼食は各自ご用意下さい。
(5) 個人情報は、この講習に関しての事務以外には使用しません。